

第 459 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 2 年 10 月 19 日（月）ワークプラザ岐阜 4 階大会議室

市岡室長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>本日はご多用のところ第 459 回岐阜地方最低賃金審議会にご出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込みはございませんでした。</p> <p>それでは、ここからは山本会長に進行をお願いいたします。</p>
山本会長	<p>それではこれより第 459 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員ですが、 労働者側委員は 隣垣委員、 使用者側委員は 安藤委員 をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1 「特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>各特定最賃専門部会の結論について、事務局から報告をお願いします。</p>
加賀専門監	<p>それでは、お手元にお配りしております資料 No. 1 をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、改定額 887 円、引上げ額 1 円で、引上げ率は 0.11%、全会一致での結審となり</p>

<p>加賀専門監</p>	<p>ましたので、最低賃金審議会令第6条5項を適用し答申を受けました。</p> <p>改正発効日については、12月21日の予定となっております。</p> <p>次に、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金は、改定額932円、引き上げ額2円、引上げ率は0.22%、使用者側全部反対で採決されました。</p> <p>最後に、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金は、改定額971円、引き上げ額1円、引上げ率0.10%、労働者側全部反対で採決されました。</p> <p>岐阜県自動車・同附属品製造業および岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金につきましては、本日の本審の審議に結論を委ねることとなります。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>山本会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま専門部会報告がありましたが、各専門部会の審議全般について、何かご意見、ご質問等がございましたらお伺いします。</p> <p>まず、電気専門部会からお伺いします。</p> <p>労働者側いかがでしょうか。</p>
<p>隣垣委員</p>	<p>電機のほうにつきましてはコメントということですが、全会一致で結審されたということが、これには非常に深い意味合いがあるのではないかと考えておりますし、今後の労使関係にも少し励みが持てるかなと考えておりますので、額面というよりも全会一致で決まったということが、</p>

隣垣委員	これから先につながると思っております。 以上です。
山本会長	ほかの委員の皆さんはよろしいですか。 それでは、使用者側いかがでしょうか。
安藤委員	<p>電機を担当させていただいておりましたので、私のほうから一言申し上げたいと思います。</p> <p>今隣垣委員のほうからもございました通り、議論は大変厳しい議論がなされたと理解しております。</p> <p>そんな中でも最終的には、労使が合意できる到達点を見つけれられた、全会一致で結審できたということは、今後に向けて非常に大きな点であったのではないかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
山本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>では次に、自動車専門部会にお伺いします。</p> <p>労働者側いかがでしょうか。</p>
隣垣委員	<p>自動車につきましては、使用者側反対ということで2円ということになりました。</p> <p>いろいろな話を聞かせてもらおうと、本当に厳しかったのだらうなと思っておりますし、今それぞれのマインドということを考えますと、やはり1円も上げられないというのが使用者側の姿勢だったのだと思っておりますので、2円反対という結果もわかります。</p> <p>労働者側につきましては、2円という数字がとれたということは良かったと思っております。</p> <p>以上です。</p>

山本会長	<p>それでは使用者側に伺います。</p>
酒井委員	<p>今の話にありましたように、非常に厳しい協議でありました。全会一致になるように求めてはきたのですが、こういう結果になりました。</p> <p>本当に今回、有額回答はできないという思いの中で、実はプラス1円という有額の提案をさせていただいた、このところの我々としての重みを、本当は理解していただきたかったというのが本音でございます。</p> <p>以上です。</p>
山本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では最後に、航空機専門部会についてお伺いします。労働者側いかがでしょうか。</p>
内藤委員	<p>航空機のほうはプラス1円ということで、労働者側全員反対ということになりました。</p> <p>今回、改正の必要性ありということで専門部会に入りまして、公労使、今の航空機産業の非常に厳しい状況、これについては十分議論を尽くして共有ができた上での内容であると考えております。</p> <p>ただ、いつも目安としております兵庫県との差とか、そういったところの関係もあって、労側としては来年以降につながる内容として、黒三角というのを航空機は初めてですが、今回つけさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>この前の専門部会の最後にも、公益の先生方も含めて、来年以降のスムーズな専門部会につながるようということで、お願いのほうはさせていただきました。よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>

山本会長	<p>それでは使用者側いかがでしょうか。</p>
志村委員	<p>志村です。航空機部会のほうに参加させていただいております。</p> <p>航空機の取り巻く状況というのは、これまでにない厳しい状況でございます。しかも、この状況は2年3年と続くであろうということございまして、我々としては現状維持ということをお願いするしかないのではないか、と思っておりました。</p> <p>しかし、いろいろなお話の中で、やはり労働者側からの、これまでの賃上げの流れも大事にしてほしいといった話もございまして、有額の中でも本当に1円という最小限の数字でございますが、そこまで譲歩したということと、公益委員の先生方もこちらのそういった判断を尊重していただいたということで、1円の引上げとなったわけでございます。</p> <p>今後も、まだ厳しい状況は続きますけれども、労働者側との協調関係、協力関係というのは続けていきたいなというところでございます。</p>
山本会長	<p>ほかの委員の方、よろしいですか。</p> <p>それでは、自動車専門部会および航空機専門部会からの報告の結論について採決を行います。</p> <p>まず、「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金を、932円とする。」という専門部会報告の結論に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(賛成：9名)</p>

山本会長	専門部会報告の結論に反対の方は挙手をお願いします。
各委員	(反対：5名)
山本会長	採決の結果、会長である私を除き 賛成9名、反対5名、 賛成多数により、専門部会報告の結論を当審議会の結論 として答申することといたします。 続きまして、「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金を 971円とする。」という専門部会報告の結論に賛成の方は挙 手をお願いします。
各委員	(賛成：9名)
山本会長	専門部会報告の結論に反対の方は挙手をお願いします。
各委員	(反対：5名)
山本会長	採決の結果、会長である私を除き 賛成9名、反対5名、 賛成多数により、専門部会報告の結論を当審議会の結論 として答申することといたします。 それでは、事務局で答申案の準備をお願いします。
(答申案を配布)	

山本会長	事務局で答申案を読み上げてください。
加賀専門監	(答申案を朗読)
山本会長	ただいま事務局で読み上げた答申案でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
山本会長	では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。
(答申文を部会長に手渡す)	
山本会長	答申します。 (局長に答申文を手交する)
畑局長	一言、お礼を申し上げさせていただきます。 特定最低賃金のうち、電気につきましては10月16日に、自動車および航空機につきましてはただいまご答申をいただきました。 委員の皆様におかれましては、8月21日の「金額改正諮問」以来、慎重かつ精力的に審議を重ねていただきましたことに深く感謝申し上げます。 自動車と航空機の特定最低賃金が採決による決定となりましたが、今後も労使の真摯な議論により特定最低賃金が決定されますことを祈念いたします。 いただいた答申をもとに、これから所要の手続きをと

畑局長	<p>ることといたします。 誠にありがとうございました。</p>
山本会長	<p>それでは次に、議題 2 の「専門部会の廃止について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
加賀専門監	<p>最低賃金審議会令第 6 条第 7 項におきまして、「最低賃金専門部会はその任務を終了した場合は、審議会の議決により廃止する」と規定をされております。 岐阜県最低賃金専門部会は、既にその任務を終了していますので、本日付けで廃止する議決をいただきたいと考えております。 また、特定最低賃金 3 業種の専門部会については、異議申出が無かった場合は、「異議申出期間の満了をもって廃止する」との議決をお願いしたいと思っております。</p>
山本会長	<p>それでは、 「岐阜県最低賃金専門部会を本日付けで廃止する」こと、及び「3 件の特定最低賃金専門部会について、異議申出が無かった場合、異議申出期間の満了をもって廃止する」ことについて議決をしたいと思っております。 よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
山本会長	<p>事務局からの提案どおり、それぞれの専門部会を廃止することといたします。 次に議題 3 「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。</p>

市岡室長	<p>今後の審議日程についてご連絡します。</p> <p>答申に対する異議申出があった場合、異議申出対応の本審を、11月9日（月）午前10時から開催いたします。例年異議申出はありませんが、予め日程の確保をお願いします。</p> <p>開催の有無につきましては、異議申出期間終了後、11月5日（木）に電子メールによりお知らせするという予定をしております。よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
山本会長	<p>その他、全般を通じて、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p>
隣垣委員	<p>特定最賃が、専門部会ではなく審議会まで結審が延びるということは、私がこの担当になってから初めてのことで驚いているところです。</p> <p>今回先ほどお話ししましたように、黒色がつくという部分はこれまでになかったことで、最終的には全会一致ということになり非常に良かったのですけれども、これが今年にはコロナ禍という本当に異例の中で行われた審議だったと捉えさせていただいて、来年以降はしっかり労使が協調し合って、コロナ禍で落ち込んだ経済を共に持ち直していく努力をしていく必要があるのではないかと考えております。</p>
隣垣委員	<p>最後に、今回非常に厳しい議論を仕切っていただきました公益の先生方に感謝申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
山本会長	<p>使用者側、何かございますか。よろしいですか。</p>

山本会長	<p>それでは、本日の審議会は閉会とします。</p> <p>次回の審議会ですが、異議申出が無かった場合、来年3月22日（月）の開催となります。</p> <p>本日は、お疲れさまでした。</p>
------	--